

熱中症を予防しましょう！

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

—職場における熱中症死亡ゼロを目指して—

暑さが本格化する前から職場での熱中症対策の徹底を！

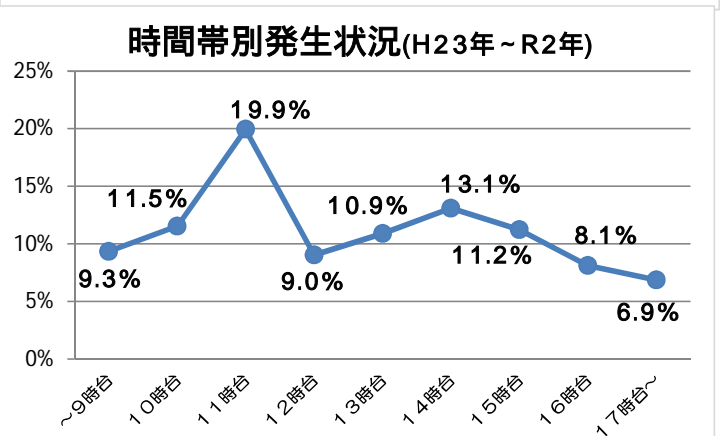
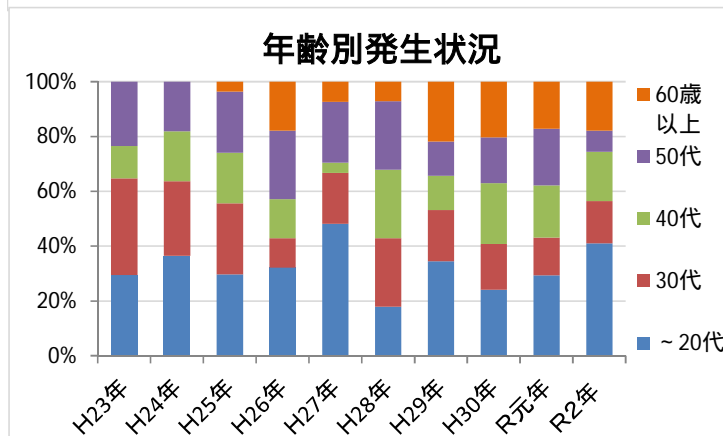
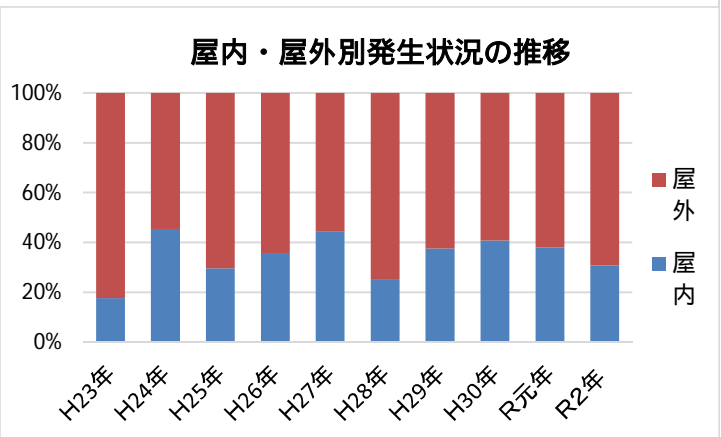
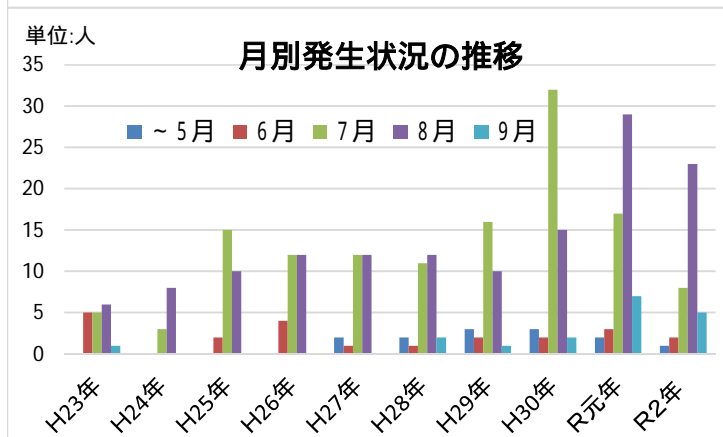
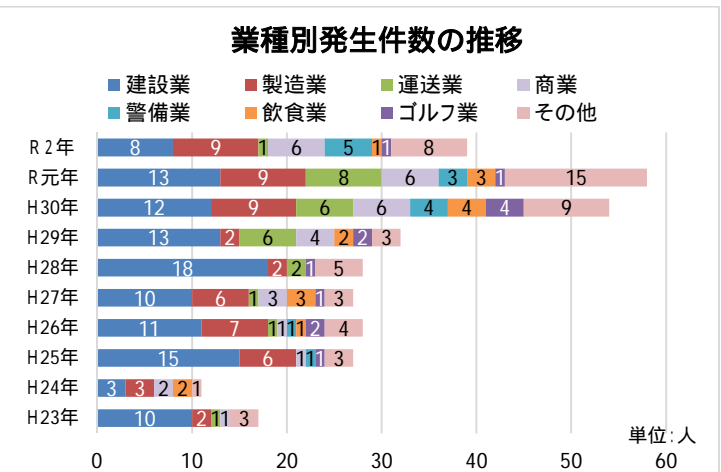
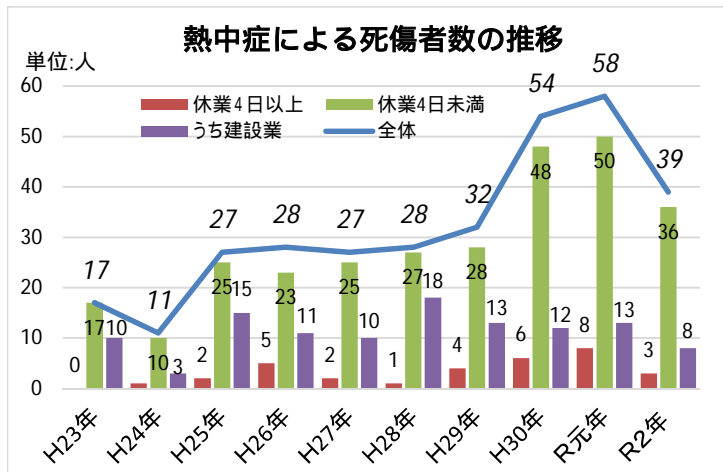
山梨労働局

山梨県内において熱中症により病院へ搬送され、業務上疾病の認定を受けた方は、令和2年は39人（休業4日未満36人、4日以上3人）で、前年の58人（休業4日未満50人、4日以上8人）より19人減少しました。発生件数の内訳を業種別にみると、製造業が9人と最も多く、続いて建設業が8人、商業が6人、警備業が5人などとなっています。

また例年、月別発生状況では7月・8月を中心に発生していますが、初夏の5月にも発生しているほか、時間帯別発生状況では、午前11時台の発生が突出しています。

暑さが本格化する前からの熱中症対策を徹底しましょう。

厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。



「熱中症」は、高温多湿な環境の中で作業や運動をすることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こす病気です。屋外だけでなく、室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

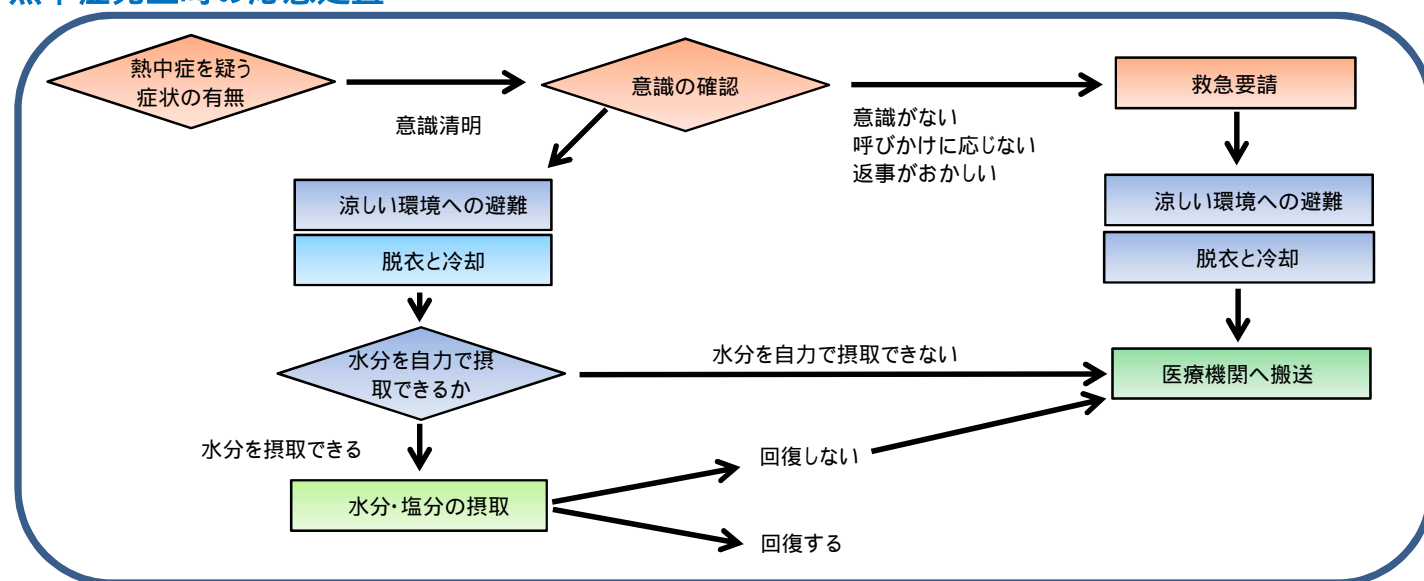
熱中症の予防のためにWBGT値を活用したり、労働衛生教育によって、労働者のための熱中症予防対策を行いましょう。

熱中症の症状と分類

分類	度	度	度
症状	めまい・失神、筋肉痛・ 筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・ 嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・ 手足の運動障害、高体温
重症度	小	大	

度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、
度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

熱中症発生時の応急処置



現場で作業を進めるに当たっては、下記の事項にご留意ください

WBGT値（暑さ指数）の活用

- ・ WBGT測定器については、JIS Z 8504又はJIS B 7922に適合したものを使用すること（精度確保）

休憩場所の整備等

- ・ 作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。

作業管理関係

- ・ WBGT基準値を大幅に超える場合は、原則作業を行わせないこと。
- ・ 作業を行わせる場合には、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定するとともに、作業中は労働者状況を頻繁に確認すること。
- ・ 当該労働者の熱への順化の有無を確認すること。
- ・ 水分及び塩分の摂取について、労働者に呼びかけることに加え、事務所を離れて作業する者に対しては、水分等の携行を励行し、さらに摂取状況を確認すること。
- ・ 労働者が便所に行きやすい職場環境の形成に努めること。

健康管理

- ・ 労働者の健康状態は、労働者の申出だけでなく、発汗の程度、行動の異常等についても確認すること。
- ・ 高温多湿作業場所で作業を行わせた場合には、作業終了時に当該労働者の体温測定ほか必要に応じ体温低下の措置を講じること。
- ・ 作業終了時の体温が平熱より相当程度高かった場合には、病院等に搬送することが望ましいこと。
- ・ あらかじめ、緊急時に直ちに熱中症に対応できる近隣の病院、診療所の情報を把握しておくこと。
- ・ 救急措置が円滑に実施されるよう、あらかじめ、救急措置の手順を作成し、関係者に周知すること。

ご不明な点などがございましたら、山梨労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

山梨労働局労働基準部健康安全課 055-225-2855

甲府労働基準監督署 055-224-5617

都留労働基準監督署 0554-43-2195

鯉沢労働基準監督署 0556-22-3181

山梨労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/>